

第3次

鳥栖市男女共同参画 行動計画

令和5年度～令和14年度

令和5年3月
鳥栖市

ごあいさつ

近年、少子高齢化の進行、環境問題、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用環境の変化など、社会の中で多くの変化が起こっており、将来にわたって豊かな社会を築くために解決すべき多くの困難な課題があります。

そして、これらの課題を解決するためには、性別や年齢を問わず、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。



本市においても、少子高齢化の進行や核家族世帯の増加、共働き世帯の増加等があり、将来にわたって持続可能な、活力に富んだ活気ある社会を形成していくためには、市民、市民活動団体、事業所、関係機関の皆様のご理解とご協力のもと、男女共同参画の更なる推進が必要です。

本市では、平成30年に改定した「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」（以下、「第2次計画（後期計画）」という。）の計画期間が令和4年度末で終了するため、市民意識調査を実施するとともに、鳥栖市男女共同参画懇話会からご提言をいただき、この計画を見直すことにいたしました。

今回の「第3次鳥栖市男女共同参画行動計画」は、第2次計画（後期計画）と同様に、「鳥栖市DV被害者支援基本計画」及び「鳥栖市女性活躍推進計画」と一体的に策定し、市民一人ひとりがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、輝いて生きることができるまちづくりを目指し、今後10年間に取り組むべき課題や目標を明らかにしています。

本市では、この計画に基づき、今後とも市民や市民活動団体、事業所、関係機関と一体になって事業を推進し、男女共同参画社会の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご提言いただきました鳥栖市男女共同参画懇話会の委員の方々をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントなどご協力を賜りました多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

鳥栖市長 向門 慶人

目次

第1章 行動計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
(1) 鳥栖市男女共同参画行動計画	1
(2) 鳥栖市女性活躍推進計画	1
(3) 鳥栖市DV被害者支援基本計画	1
3 計画の期間	2
4 計画策定体制	2
5 計画策定の考え方について	2
6 計画の策定にあたって	3
(1) 市民意識調査の実施	3
(2) 鳥栖市男女共同参画行政推進会議推進委員会の開催	3
(3) 鳥栖市男女共同参画懇話会の開催	3
7 多様性の尊重とSDGsの視点	4
第2章 計画策定の背景と課題	5
1 統計からみる鳥栖市の現状	5
(1) 人口ピラミッド	5
(2) 人口の推移	5
(3) 世帯数の推移	7
(4) 婚姻の状況	8
(5) 女性の労働力人口	9
2 本市の男女共同参画推進における課題	10
(1) 性別にかかわらず個人の能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のための意識・社会基盤の改革	10
(2) あらゆる分野における女性の活躍推進	12
(3) 子育て支援の充実	13
(4) 男性の育児休業取得、家事・育児への参画の推進	14
(5) 仕事と家庭・子育て・介護を両立するための環境の整備	15
(6) DVに関する啓発と相談体制の強化	16
(7) 性的少数者等に対する啓発・支援の充実	17
第3章 計画の内容	18
1 計画の体系図	18
2 施策の展開	20
基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成	20
主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	20
主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	22
基本目標2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現	23
主要施策1 安心・安全な暮らしの推進	23
主要施策2 生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援	24
主要施策3 配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶	26

基本目標 3 男女がいきいきと働きともに支える社会づくり	29
主要施策 1 あらゆる分野での男女共同参画の推進	29
主要施策 2 男女が働きやすい労働環境の整備	31
3 成果指標及び数値目標	32
第 4 章 実施計画【市が実施する主な事業（令和 5 年度～令和 14 年度）】	34
基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成	34
主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	34
主要施策 2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	35
基本目標 2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現	36
主要施策 1 安心・安全な暮らしの推進	36
主要施策 2 生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援	36
主要施策 3 配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶	39
基本目標 3 男女がいきいきと働きともに支える社会づくり	43
主要施策 1 あらゆる分野での男女共同参画の推進	43
主要施策 2 男女が働きやすい労働環境の整備	44
第 5 章 計画の実施体制の整備	46
1 計画推進体制の充実	46
(1) 男女共同参画行政推進会議の充実	46
(2) 男女共同参画懇話会との連携	46
(3) 国・県や市民活動団体等との連携と協力	46
2 計画の進行管理	47
(1) 計画の進捗管理	47
(2) 市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	47
資料編	48
男女共同参画社会基本法	48
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	51
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	57

第1章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するため、平成25年3月に「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定しました。

平成30年3月には、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」の中間見直しを実施し、令和4年度を目標年度とする「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」を策定しました。

現行計画の期間が令和4年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、「第3次鳥栖市男女共同参画行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月）及び県の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」（令和3年3月）を踏まえるとともに、「第7次鳥栖市総合計画」（令和3年3月）をはじめとする市の各種計画との整合性を図ります。

2 計画の位置づけ

（1）鳥栖市男女共同参画行動計画

「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく計画として位置づけます。

（2）鳥栖市女性活躍推進計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

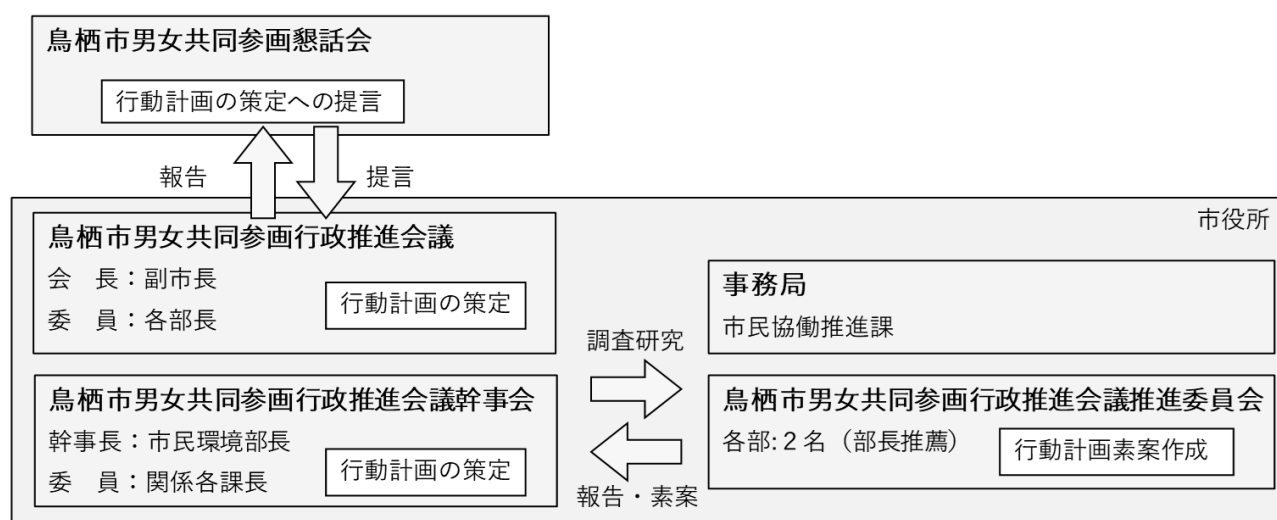
（3）鳥栖市DV被害者支援基本計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく基本計画（市町村DV被害者支援基本計画）を包含した計画と位置付けます。

3 計画の期間

令和5年度から令和14年度までの10か年計画とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況に対応するため、計画期間5年目に中間見直しを行うこととします。

4 計画策定体制



5 計画策定の考え方について

本計画は、現行計画を基に、令和3年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(以下、「令和3年調査」という。)の結果や、社会情勢の変化、国・県の制度の変化などを考慮し、策定を進めます。また、本計画は、国及び県の関連計画を踏まえ、「第7次鳥栖市総合計画」を上位計画として、福祉、子育て、防災、教育、まちづくりなどの他の関連計画と連携し、整合性を図ります。

6 計画の策定にあたって

(1) 市民意識調査の実施

本計画の策定にあたり、市民意識の変化と男女共同参画の実態と課題を探り、計画見直しの基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

調査の対象者	住民基本台帳を基に電算処理により抽出した市内に居住する満20歳以上の男女2,000人。
調査方法	郵送による配布回収並びにインターネットを通じた回収。
調査期間	令和3年9月7日～令和3年9月30日
回収状況	有効回収票：767件（有効回収率：38.4%） ※郵送による回収：629件、インターネットによる回収：138件

(2) 鳥栖市男女共同参画行政推進会議推進委員会の開催

「鳥栖市男女共同参画行政推進会議推進委員会」（市内の各部から2名ずつ職員を選出）では、「鳥栖市男女共同参画行動計画」についての話し合いと意見交換の場として、2回にわたりワークショップを実施しました。

日時	内容	議題
令和4年7月14日 10:00～	第2回鳥栖市男女共同参画行政推進会議推進委員会	・「鳥栖市男女共同参画行動計画」の基本目標について特に重要だと思う主要施策（重要主要施策）とその課題、さらに解決のために必要だと思うことについて
令和4年8月5日 10:00～	第3回鳥栖市男女共同参画行政推進会議推進委員会	・重要主要施策の担当課での事業・取り組みについて ・実現したらいいなと思う施策や取り組みについて

(3) 鳥栖市男女共同参画懇話会の開催

「鳥栖市男女共同参画懇話会」では、鳥栖市の男女共同参画における課題についての話し合いと意見交換の場としてワークショップを実施しました。

日時	内容	議題
令和4年10月19日 10:00～	第2回鳥栖市男女共同参画懇話会	・本市の男女共同参画における課題に対する原因と解決のために必要だと思うこと

7 多様性の尊重とSDGsの視点

本市が目指す、男女共同参画社会とは、性別や世代などの違いを認め合い、国籍や価値観、生き方も「多様」であることが尊重され、「違い」に価値を見出すことができる「ダイバーシティ」が実現した社会です。

単身世帯や共働き世帯の増加、生涯未婚率の増加など、世帯の形態や家族のあり方に対する価値観は時代とともに変化し、それに伴うライフスタイルの多様化は、本市においても顕著となっています。また、性的少数者の人権に配慮した施策を望む声も高まりを見せています。

これまで進めてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる環境づくりの重要性は今も変わりませんが、本計画ではそれにとどまらず、社会のあらゆる場面において多様性が尊重される社会を目指す必要があります。

そして、これは、現在国際社会が一致して取組を進めている「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な世界をつくることにもつながります。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」と合致しているだけでなく、教育(目標4)や就業機会(目標8)、まちづくり(目標11)など、他の目標の達成にも関わる非常に重要な事項であるとの認識の下、計画の策定と実施に取り組む必要があります。

持続可能な開発目標 (SDGs)



第2章 計画策定の背景と課題

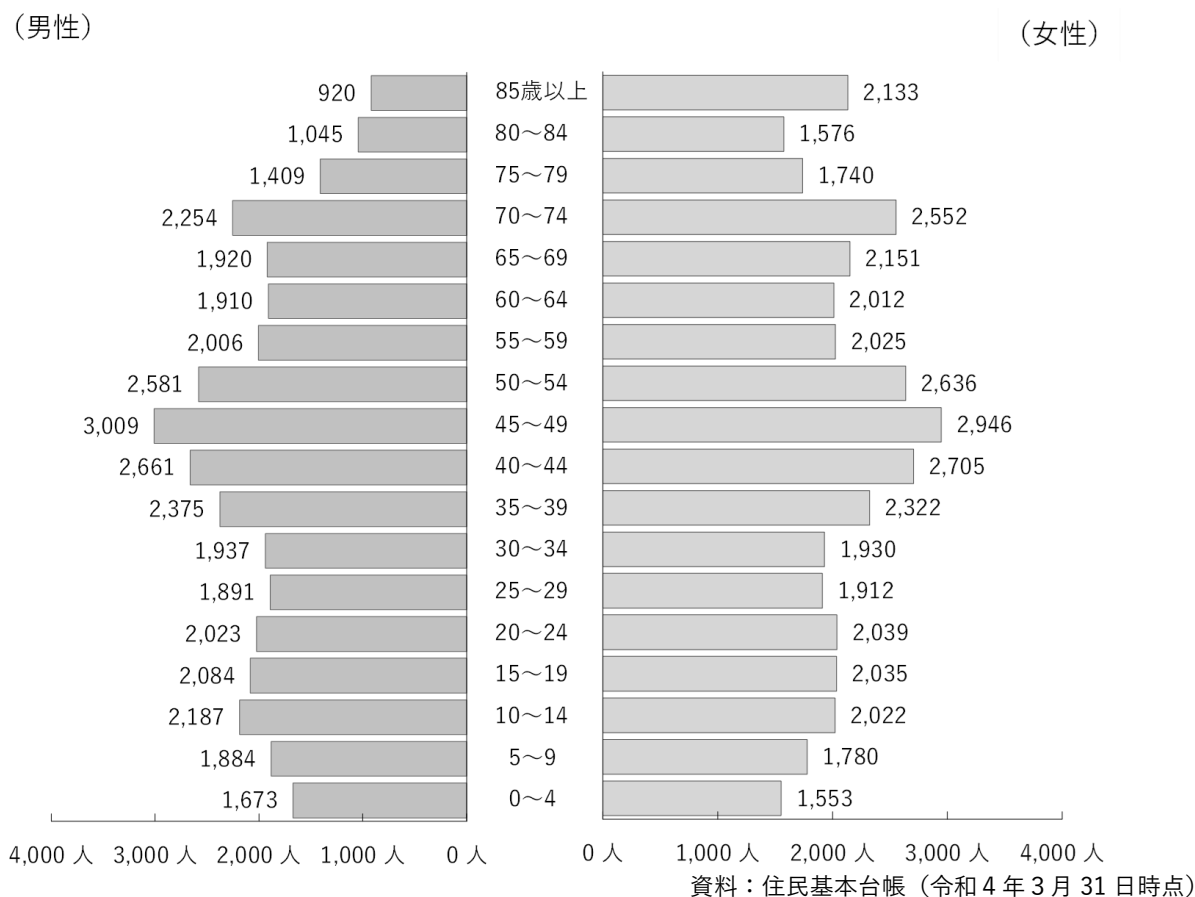
1 統計からみる鳥栖市の現状

(1) 人口ピラミッド

本市の総人口は令和4年3月31日時点で73,838人であり、そのうち65歳以上の高齢者が17,700人、高齢化率は24.0%となっています（図表1）。

年齢階層別にみると、男女とも45～49歳の人口が最も多くなっています。また、50歳以上の人口はいずれの年齢階層でも男性より女性の方が多く、特に85歳以上では女性の人口が男性の約2.3倍となっています。

図表1 人口ピラミッド



(2) 人口の推移

人口の推移を見てみると、総人口は平成7年以降、継続して増加していることが分かります（p.6-図表2）。

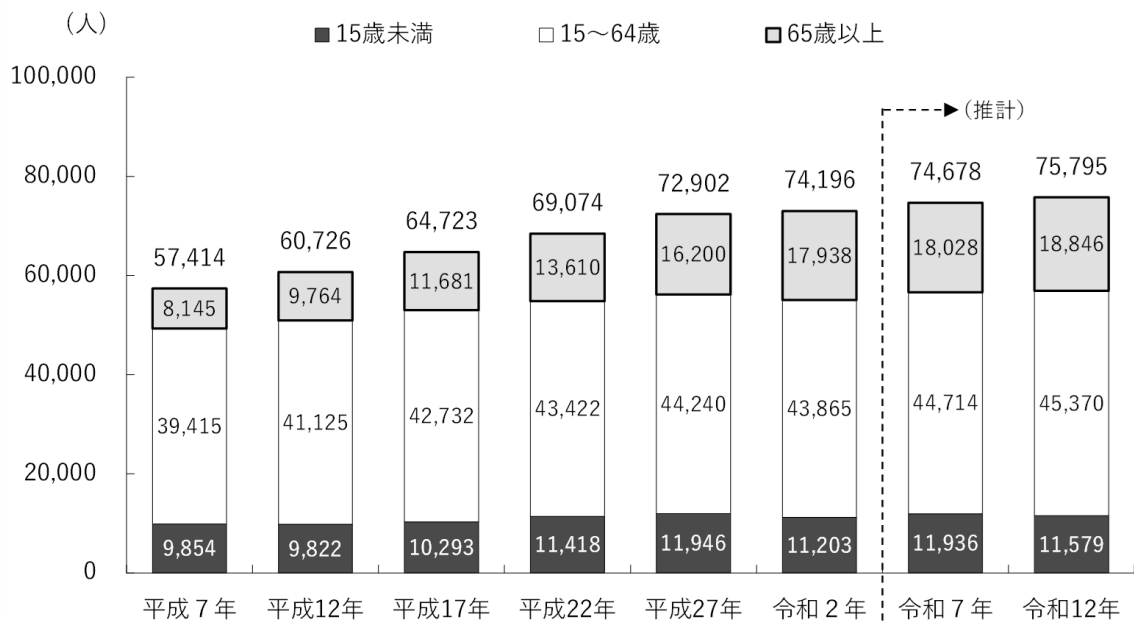
内訳をみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいから微増傾向で推移しています。一方、65歳以上の老年人口は平

成 7 年以降、増加が続いており、平成 7 年から令和 2 年までの 25 年間で 2 倍以上の増加となっています。

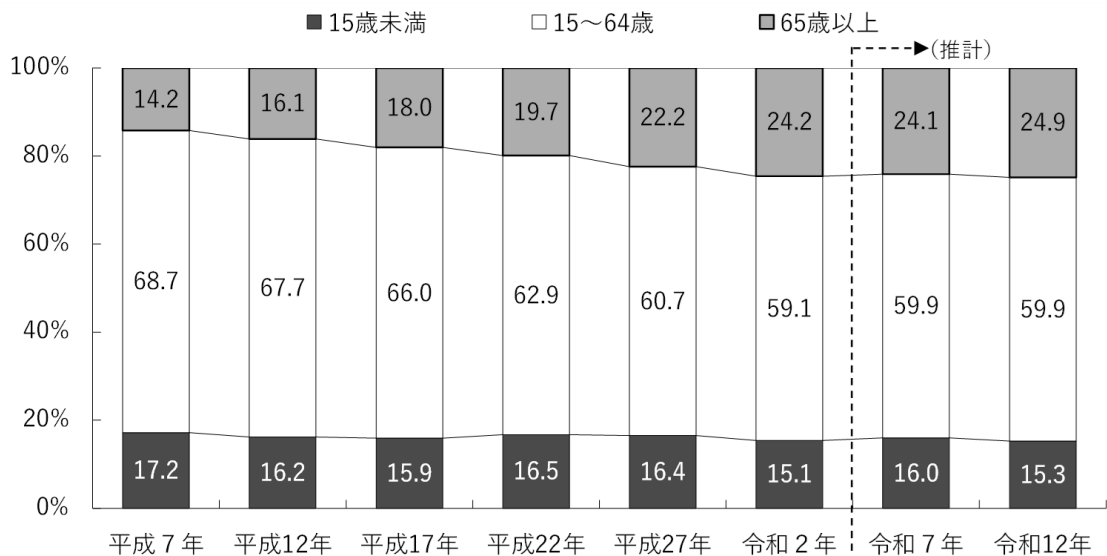
年齢 3 区分別の人口割合をみると、平成 17 年にかけて少子化傾向が続いていましたが、平成 22 年に年少人口割合は若干の増加に転じ、その後、令和 2 年にかけて再び減少傾向に転じています。

老年人口の割合をみると、平成 7 年以降、継続して増加しており、高齢化が進行していることが分かります。生産年齢人口が減少していることから、本計画期間中も少子高齢化の傾向が続くと予想されます（図表 3）。

図表 2 年齢 3 区分の人口推移



図表 3 年齢 3 区分の人口割合の推移



資料：令和 2 年まで【国勢調査（各年 10 月 1 日現在）】、令和 7 年以降【国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来人口推計（平成 30 年度）」による（図表 2・図表 3）

(3) 世帯数の推移

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化等により、家族形態も多様化しています。本市では、一般世帯総数が一貫して増加している一方、1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族世帯・単身世帯の増加が見て取れます（図表 4）。

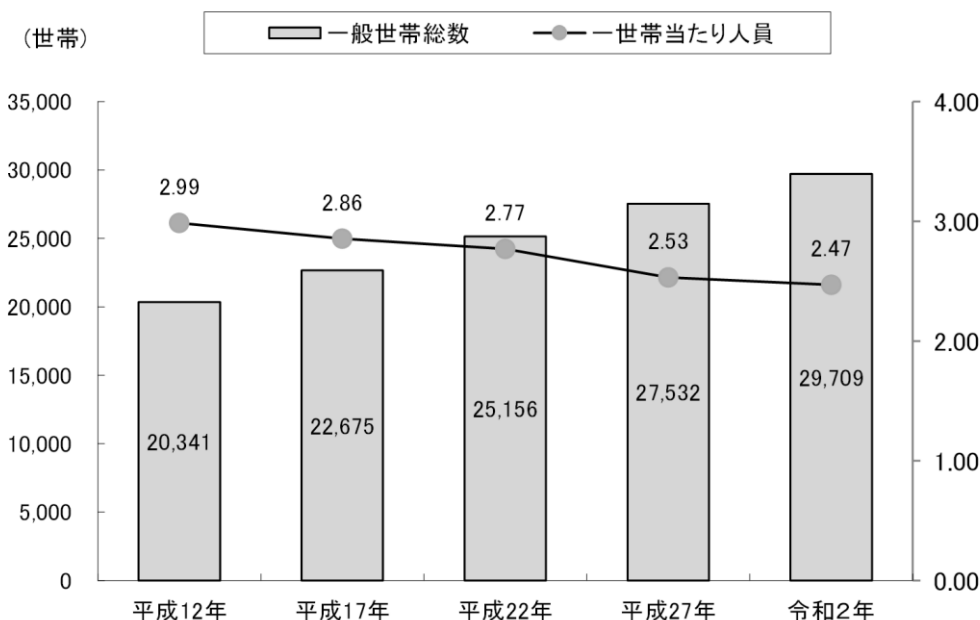
高齢者・若い世代の一人暮らしや夫婦だけの世帯も増加傾向にあることから、今後も世帯人員の減少傾向は続くものと考えられます。世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、従来の固定的な性別役割分担意識を持ったままでは、家庭の安定を保つことは困難になります。

ひとり親世帯の状況を見ると、母子世帯・父子世帯ともに平成 22 年以降、増加傾向にあり、母子世帯数は令和 2 年時点で父子世帯数の 6 倍以上となっています（p.8 -図表 5）。

内閣府が実施した「令和 3 年 子供の生活状況調査」によると、生活困窮世帯^{※1}に該当する世帯は、ふたり親世帯で 7.5%、ひとり親世帯では 50.2%となっており、そのうち母子世帯のみでは 54.4%となっています。

ひとり親世帯の増加は、貧困など様々な困難を抱える人の増加にもつながります。次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各世帯の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

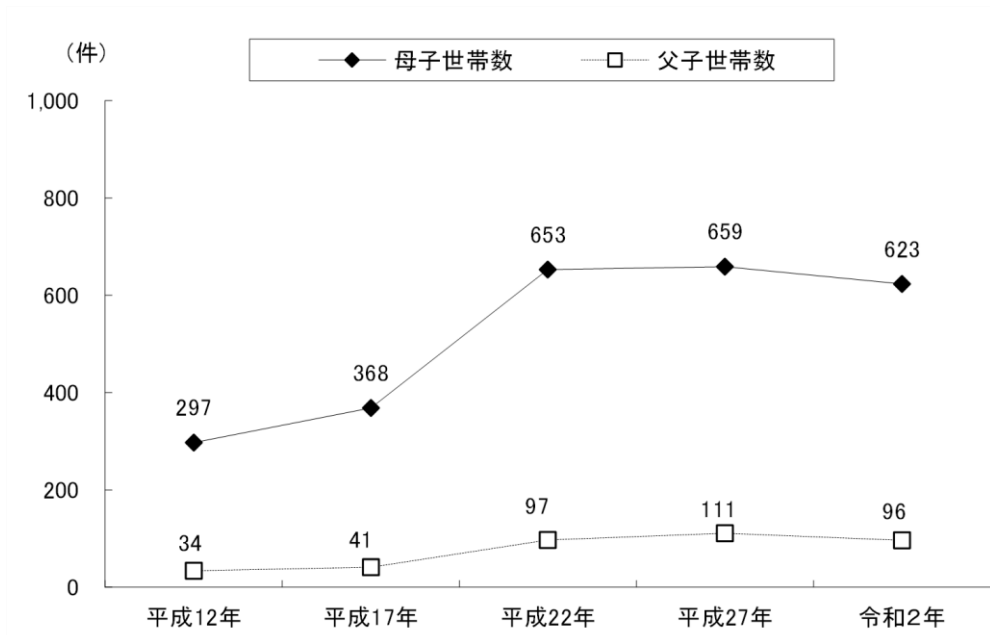
図表 4 世帯数の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

※1 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が「中央値の 2 分の 1 未満」に該当する、いわゆる「相対的貧困層」に該当する世帯。

図表 5 ひとり親世帯数の推移



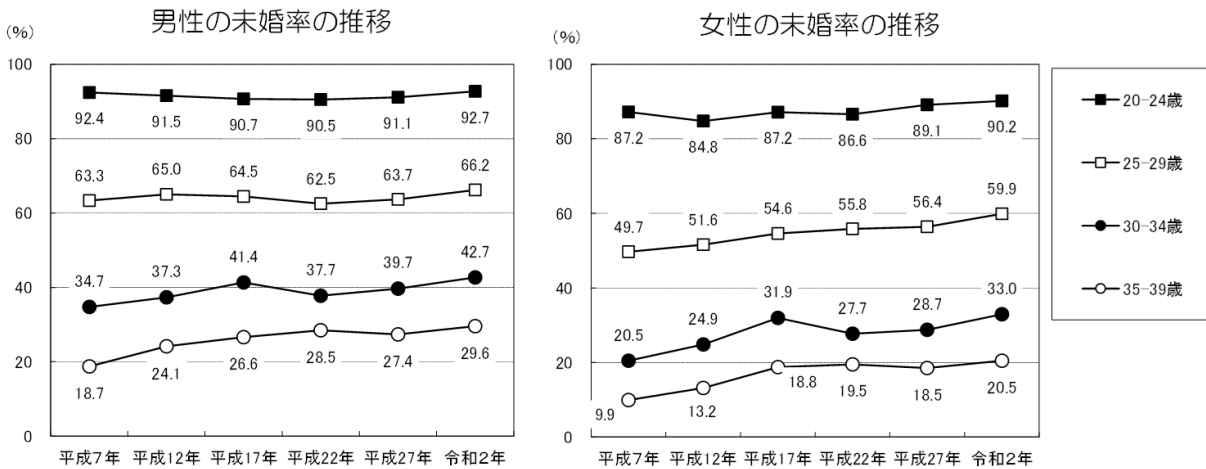
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(4) 婚姻の状況

20～39 歳の男女の未婚率の推移を 5 歳階層別に見ると、男女ともにいずれの世代も未婚率が上昇を続けています（図表 6）。

特に男性の 30～39 歳、女性の 25～39 歳までの未婚率は上昇傾向が顕著であり、本市においても、いわゆる未婚化・晩婚化の傾向が進んでいることがうかがえます。

図表 6 未婚率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(5) 女性の労働力人口

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、長時間労働が問題となっています。

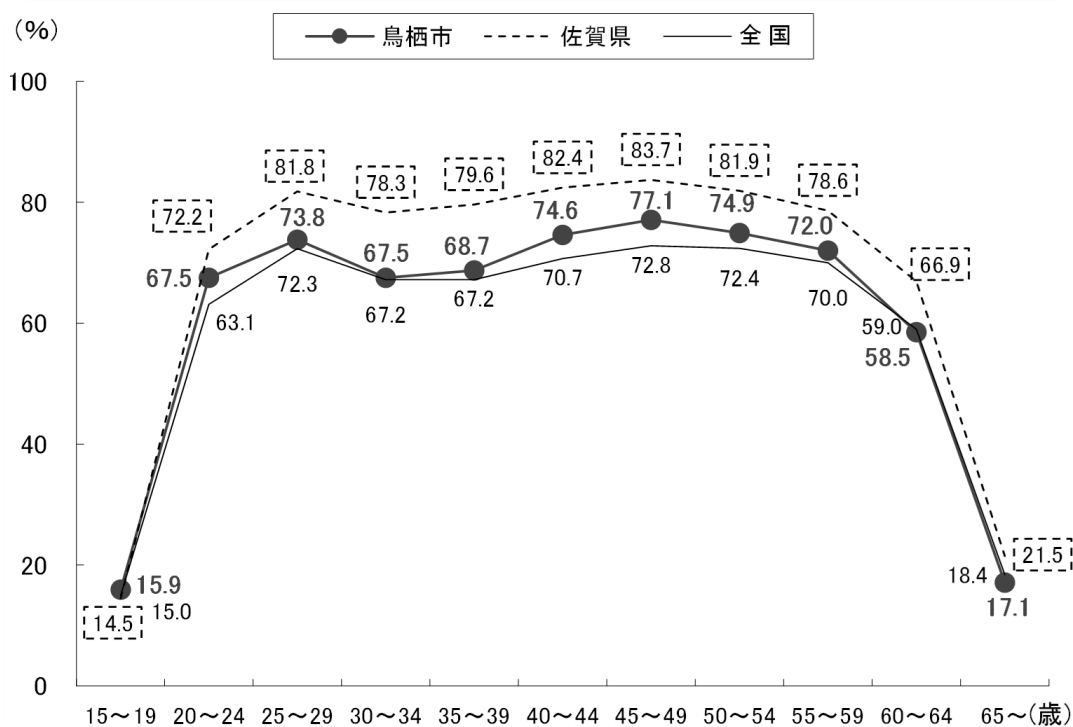
非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出しています。また、男性の長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭における家事・育児への参画を阻む要因の一つにもなっています。

女性の年齢階層別労働力人口をみると、本市はいわゆるM字カーブの落ち込みが全国平均と同等の水準となっており、子育て期に就業を中断する女性が少なからず存在していることが分かります（図表 7）。

また、共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高いため、このことが男女の賃金格差につながっています。

女性が出産・子育て・介護などにより就業を中断することのないよう支援するとともに、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みが必要です。

図表 7 女性の年齢階層別労働力人口



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

2 本市の男女共同参画推進における課題

(1) 性別にかかわらず個人の能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のための意識・社会基盤の改革

性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画を自分の問題ととらえ、正しく理解することが重要です。

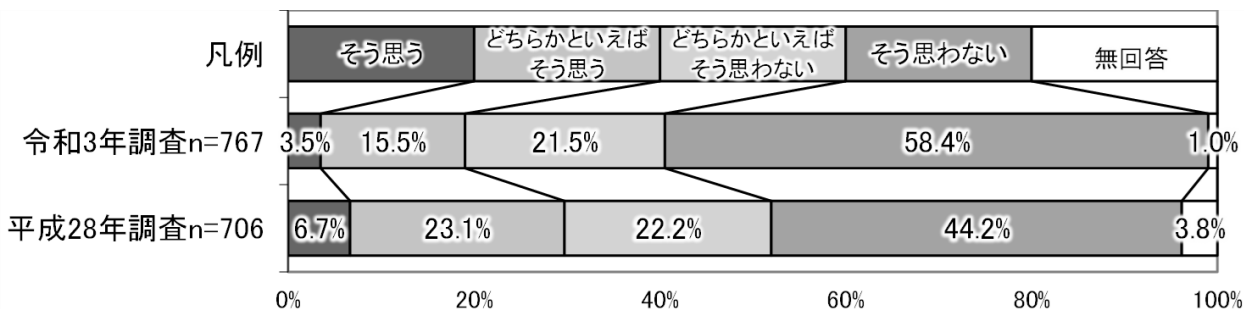
本市では、各種講演会や研修会、イベント等の開催を通じ、広く市民に向けて意識啓発を進めてきました。

令和3年調査では、「性別による固定的な役割分担」について「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人が79.9%と、平成28年に実施した調査（以下、「平成28年調査」という。）と比較すると13.5ポイント増となりました（図表8）。

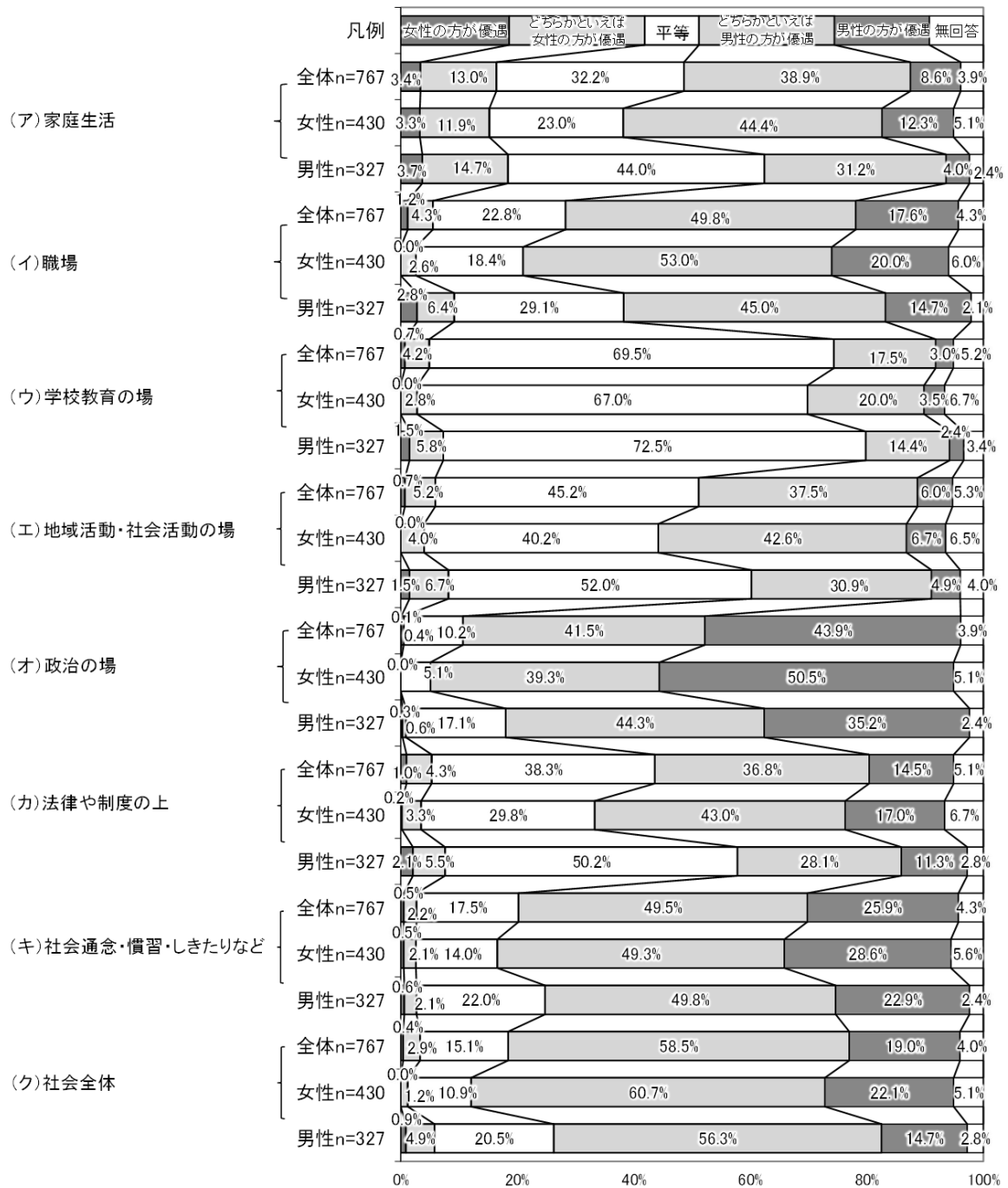
一方で、「政治の場」や「法律や制度の上」、「社会通念・慣習・しきたりなど」のあらゆる場面で不平等感を抱えている人が多く、性別による固定的な役割分担意識は薄らいでいるものの、建前と現実の差が見える結果となりました（p.11 -図表9）。

今後も社会の慣習や実態を是正していくため、更なる普及・啓発活動、環境改善を図っていく必要があります。

図表8 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（平成28年調査との比較）



図表 9 男女の地位が平等になっていると思うか



(2) あらゆる分野における女性の活躍推進

あらゆる分野において女性の活躍を推進するためには、多様な人が働く場、地域など社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程において男女が対等に参画できる社会づくりが必要です。

女性の活躍の場を広げるために取り組みを推進してきた結果、「市の審議会等の女性登用率」は令和3年度で40.5%（目標値40.0%）と、計画策定年（平成28年度）と比較すると8.7ポイント増となりました（図表10）。

一方、女性の参画が進んでいない審議会も中には含まれており、引き続き、女性の参画推進に向けて取り組みを継続していく必要があります。

また、市職員の管理監督職に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの、課長補佐以上は横ばいで推移しています（図表11）。

まちづくりにおいても、自治会長などに女性が占める割合は少数であることから、今後もあらゆる分野での女性の活躍を推進していく必要があるといえます。

図表 10 女性の市の審議会等への参画状況

数値目標	策定時 (平成28年度)	実績 (令和2年度)	実績 (令和3年度)	目標 (令和4年度)
女性委員のいない市の審議会等の数	6	5	5	0
市の審議会等の女性委員の割合	31.8%	39.0%	40.5%	40%

資料：鳥栖市（実績は各年度3月31日現在）

図表 11 市役所における女性の管理監督職登用状況

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	職員数	うち女性 職員数	比率	職員数	うち女性 職員数	比率	職員数	うち女性 職員数	比率	職員数	うち女性 職員数	比率
部長級	8人	0人	0%	7人	0人	0%	9人	1人	11.1%	8人	1人	12.5%
次長級	15人	1人	6.7%	17人	2人	11.8%	14人	2人	14.3%	16人	3人	18.8%
課長級	28人	5人	17.9%	28人	5人	17.9%	32人	6人	18.8%	34人	6人	17.6%
課長 補佐級	34人	9人	26.5%	34人	7人	20.6%	38人	7人	18.4%	35人	8人	22.9%
係長級	44人	12人	27.3%	44人	15人	34.1%	48人	21人	43.8%	51人	20人	39.2%

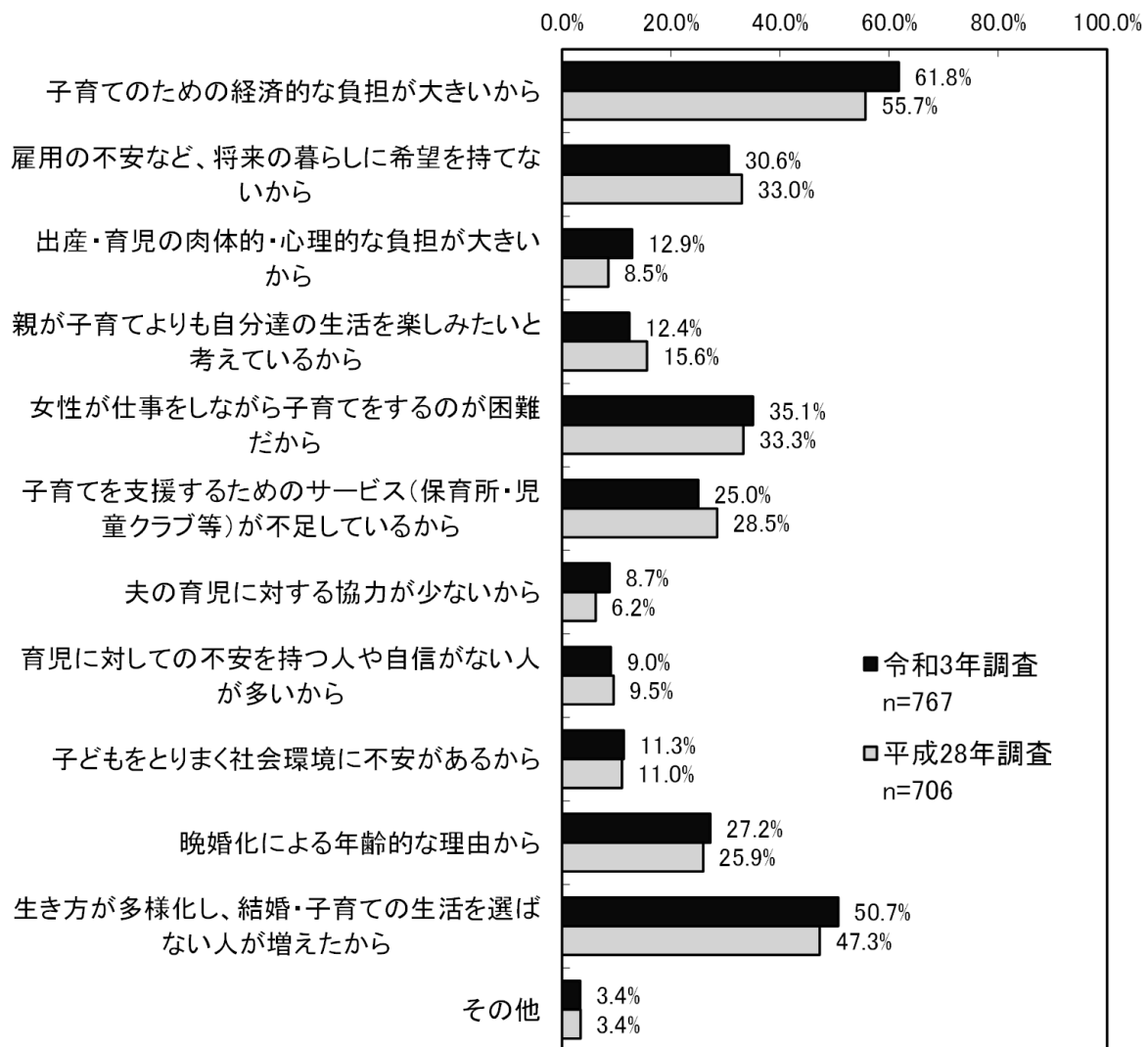
資料：鳥栖市（各年度4月1日現在 ※教育長を含まない）

(3) 子育て支援の充実

令和3年調査の結果、少子化の理由について「経済的負担の大きさ」や「子育てする女性の就労困難」が原因であると感じている人が多く、子育ての環境は依然として厳しいのが現状です（図表 12）。

ライフスタイルも多様化していることから、様々なニーズに対応できるサービスや支援を充実させていく必要があります。

図表 12 少子化の理由（平成28年調査との比較）



(4) 男性の育児休業取得、家事・育児への参画の推進

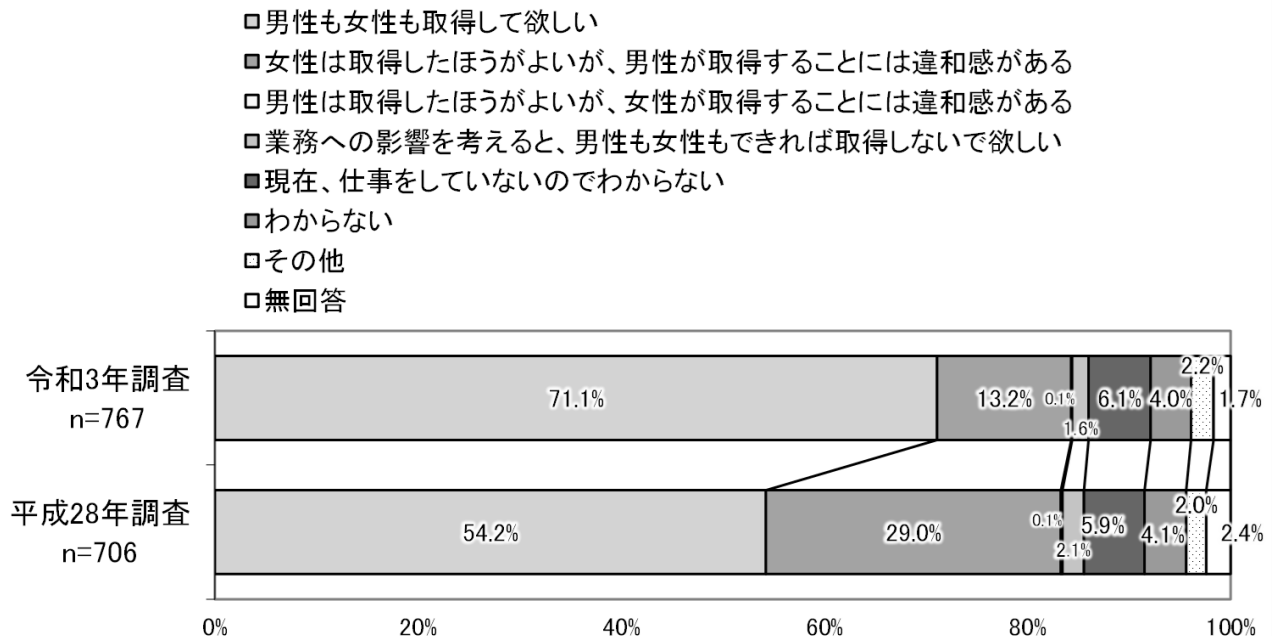
家庭内において夫婦が協力して家事や育児を担うことは、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの確保のために必要不可欠です。

令和3年調査では、育児休業の取得について尋ねた設問で「男性も女性も取得して欲しい」と回答した人の割合が約7割（女性72.8%、男性69.1%）と最も多くなっていることから、少なくとも意識面では男性が育休取得に対する理解は広がっているものと推察されます（図表13）。

一方で、「家庭生活」について男女が平等であると回答した人は男性と比較して女性の方が低く（p.11-図表9）、さらに、厚生労働省の実施している「雇用均等基本調査」の結果によると、女性労働者の育休取得率が80%強で推移しているのに対し、男性の取得率は過去最高だった令和2年でも12.7%に留まっているなど、男性の育児休業取得率は女性の取得率と比較して大幅に低い水準となっていることから、夫婦の家事・育児時間は依然として女性に偏っているのが現状です。

経済的な理由やキャリア継続の不安から育児休業を取得しない男性も多く、引き続き積極的な啓発を進める必要があります。また、教育・啓発事業等を通じて、家庭生活における男性の家事・育児への積極的な参画を推進していく必要があります。

図表 13 育児休業の取得について（平成28年調査との比較）



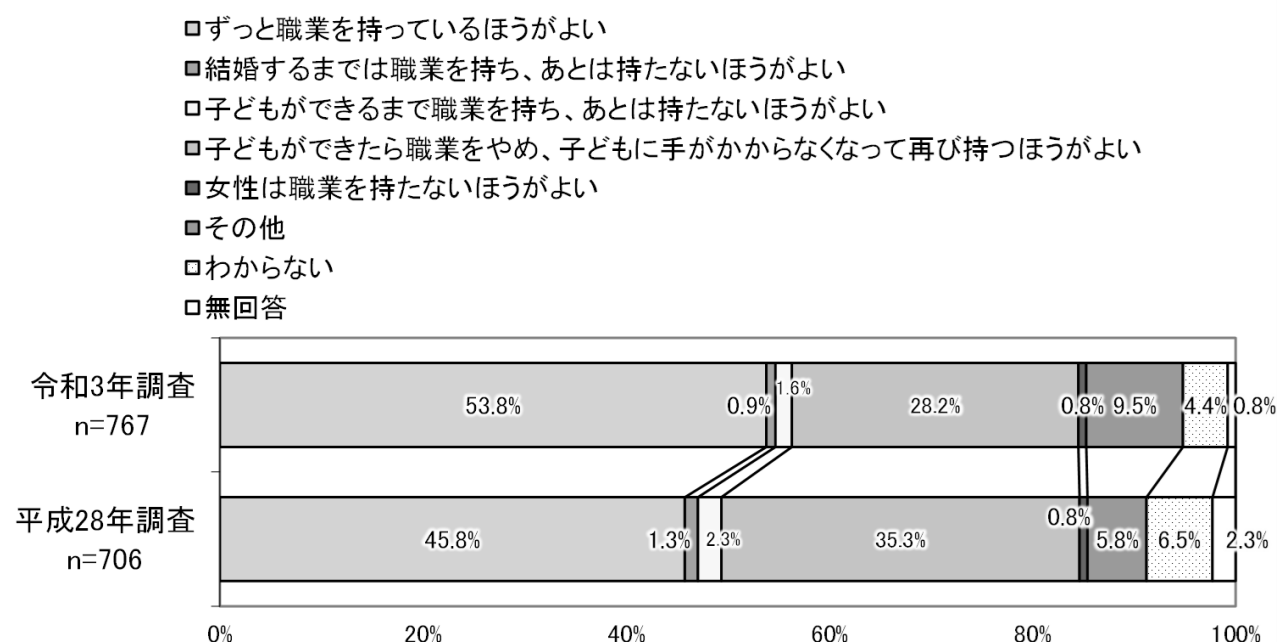
(5) 仕事と家庭・子育て・介護を両立するための環境の整備

女性が職業を持つことについて、令和3年調査では半数以上の方が「ずっと職業を持っているほうがよい」と回答しています（図表 14）。

しかし、実際には子育てや介護の女性に対する一方的な負担や、家族の理解が得られないために就労が困難になっている人も少なからず存在しているものと考えられます。

このような現状は女性のキャリアの機会を制限することになります。性別にかかわらず、あらゆる人がその能力によってキャリアを継続することができるよう、意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進のほか、女性の就労支援・能力開発支援等の取り組みを推進していく必要があります。

図表 14 女性が職業を持つことについて（平成28年調査との比較）



(6) DVに関する啓発と相談体制の強化

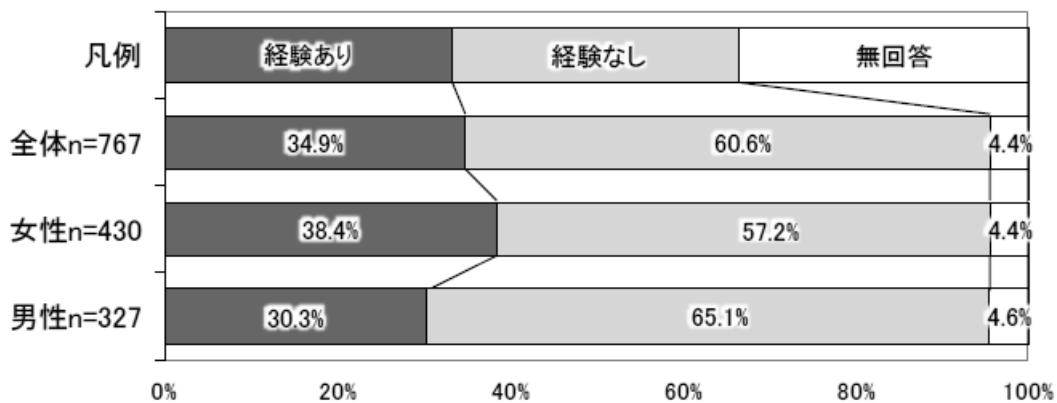
配偶者や交際相手に対する暴力（DV）をはじめとしたあらゆる暴力は人権侵害であり、いかなる場合でも決して許されるものではありません。そのような行為は、男女共同参画社会の実現の妨げにもなっています。

本市では、DVや様々なハラスメントを含むあらゆる暴力の根絶に向けて、啓発や相談対応、被害者救済の体制整備等を図ってきました。令和3年調査の結果では、DVの被害経験者は34.9%と、国（22.5%）※2と比べると高い結果でした（図表15）。

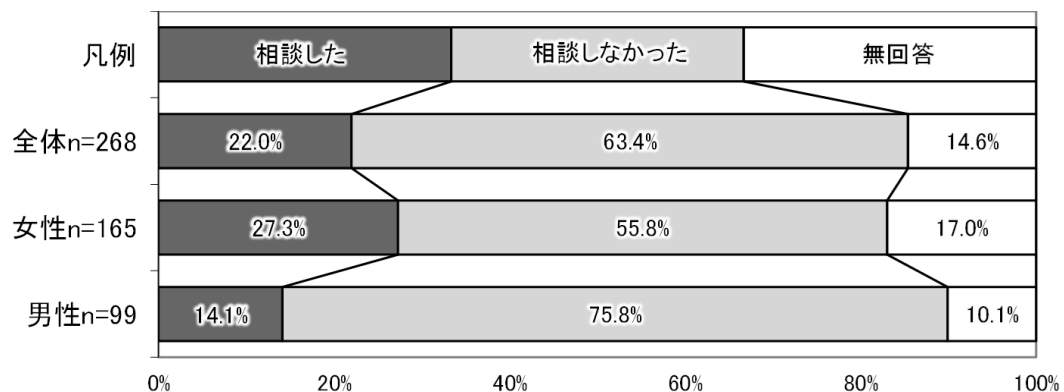
また、DV被害経験者のうち63.4%は「相談しなかった」と回答しています（図表16）。

相談するほどのことではないと判断したり、被害者が相談に踏み出せなかったりするケースも一定数存在するものと考えられることから、DVに関する啓発を引き続き推進していくほか、相談先の周知や相談しやすい窓口の設置等、被害を相談できずに抱え込んでしまわないよう、支援・相談体制の強化を図る必要があります。

図表 15 DV経験の有無



図表 16 DV被害についての相談



※2 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度調査）より

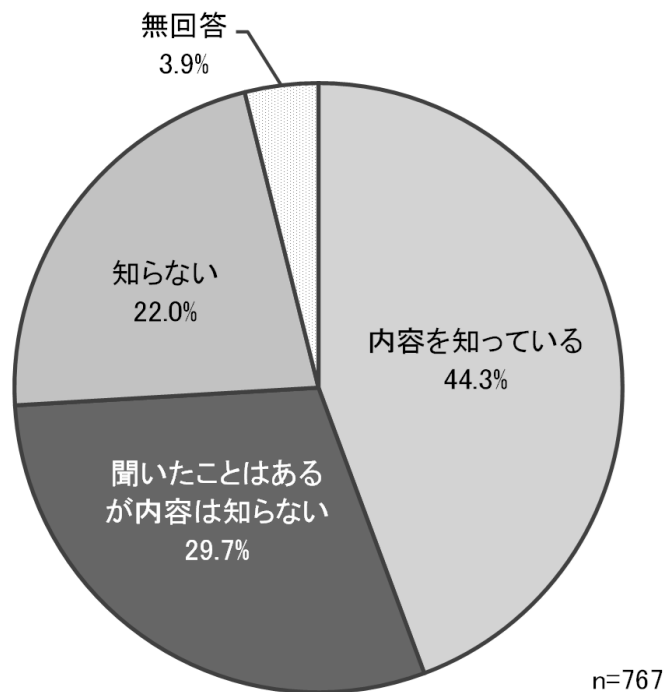
(7) 性的少数者等に対する啓発・支援の充実

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進は、「男女」とどまらず、幅広く多様な人を包摂した社会の実現につながるものです。そのためにも「性的少数者（L G B T^{※3}）」への差別や偏見をなくす啓発活動が重要です。

令和3年調査では、「L G B T（性的少数者）」について「内容を知っている」、「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した人が74.0%となっています（図表17）。

性的少数者への差別を解消するためには、性の多様性や性的少数者について正しい理解を拡げる必要があることから、研修会を学校や職場などで開くなど、啓発・広報等の意識醸成に取り組む必要があります。

図表 17 「L G B T（性的少数者）」という言葉の認知度



※3 「L G B T」とは、性的少数者のなかの代表的な4タイプの頭文字をとり、性的少数者の総称として使われてきました。最近では性自認や性的指向が定まっていない方等を含めて「L G B T s」や「L G B T Q+」も性的少数者の総称として使われています。

第3章 計画の内容

1 計画の体系図

「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」では、「人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり」、「男女がいきいきと働きともに支える社会づくり」、「男女が自立し安心して暮らせるまちづくり」、「女性が活躍できる社会づくり」、「配偶者等に対する暴力の根絶」の5つの基本目標のもと、計画を推進してきました。

第2次計画は中間見直しを含め策定から10年が経過しており、その間の社会情勢の変化等を踏まえ、計画の継続性は担保しつつ、「第5次男女共同参画基本計画（内閣府）（令和2年度）」や「第5次佐賀県男女共同参画基本計画（令和3年度）」との整合を図り、また、市民意識調査や「鳥栖市男女共同参画行政推進会議推進委員会」、「鳥栖市男女共同参画懇話会」でのワークショップから整理した本市の男女共同参画における課題を受け、基本目標・主要施策を整理することとしました。

本計画では、「第7次鳥栖市総合計画」に掲げられた「誰もがいきいきと暮らせるまち」、「男女共同参画社会の実現」のため、性別にかかわらず、お互いが個性や考え方を理解し、認め合い、自分らしく生きることのできる環境づくりを推進していきます。

【本計画の計画体系】

基本目標		主要施策		具体的施策					
1	人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成	1	男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	1	男女共同参画を学ぶ教育機会の充実				
				2	学習機会への参加を促進する環境づくり				
		2	男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	3	男女共同参画に関する情報等の収集及び提供				
				4	あらゆる活動に対する男女共同参画の推進				
2	男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現	1	安心・安全な暮らしの推進	5	防災分野における男女共同参画の推進				
				2	生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援	6	子育てに関するライフステージに応じた支援		
		7	生活に不安を抱えた様々な人の自立と社会参加への支援						
		8	多様性を尊重する環境の整備						
		9	生涯を通じた心身の健康支援						
		3	配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶	10	DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	11	相談体制の充実		
						12	DV被害者の自立に向けた支援の充実		
						13	早期発見と防止対策につながる体制整備		
						14	関係機関との連携の推進		
						1	あらゆる分野での男女共同参画の推進	15	市の審議会等への女性の参画促進
								16	行政分野における政策・方針決定過程での女性の参画促進
		17	就業の場における男女共同参画の推進						
		2	男女が働きやすい労働環境の整備	18	仕事と家庭の両立支援の充実				
				19	男性の家事・育児への参画促進				



…「鳥栖市女性活躍推進計画」に係る取組・事業として位置づける施策



…「鳥栖市DV被害者支援基本計画」に係る取組・事業として位置づける施策

2 施策の展開

基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成

主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

【現状と課題】

性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画を自分の問題ととらえ、正しく理解していく必要があります。

本市では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に同感しない人の割合について、平成 28 年調査では 66.4%であったのに対し、令和 3 年調査では 79.9%となっており、市民の意識が確実に高まっていることが見て取れます（p.10-図表 8）。

一方、家庭や職場、政治の場等では性別による不平等を感じている人はいまだ多く、意識と行動の差が表れる結果となりました。これらの意識と行動の差の根底には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった、固定的性別役割分担意識が少なからず存在しています。

固定的性別役割分担意識の解消のためには、幼児期からの教育が大切であるとともに、市民一人ひとりに男女共同参画について、正しく理解してもらうための学習の機会を充実させることが必要です。

また、年齢階層が高くなるにしたがって固定的性別役割分担意識が根強く残っていることから、世代間での意識の差を考慮した啓発も重要となっています。

さらに、最近では「多様性」や「共生社会」などの言葉もよく聞かれるようになりました。男女共同参画社会も含めた共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画や多様な性についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが大切です。

具体的施策		施策の内容	担当課
1	男女共同参画を学ぶ教育機会の充実	<p>教育の場において、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす男女平等教育を推進し、自立した豊かな人間性の実現に努めます。教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう話し合いや研修の機会の確保に努め、日常活動における固定的な性別役割分担を見直し、改善を図り、教育の場における男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習 ●教職員研修/話し合いの場の確保 ●保育園・幼稚園における教育者の研修/話し合いの場の確保 ●職場体験学習の充実/進路指導の充実 	学校教育課 こども育成課
2	学習機会への参加を促進する環境づくり	<p>男女共同参画の意識づくりのために、意識啓発と講演会や講座等の学習機会の充実を図ります。また、性的少数者の差別解消等に向けた啓発と取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習における教育者の研修 ●出前講座・講演会の開催 ●男女共同参画の視点での講座・講演会等の開催 ●講座等の開催日時の配慮/託児の実施 ●自治会・PTA・協議会等各種団体への情報提供や講演会等への参加呼びかけ ●男女共同参画フォーラムの開催/各種セミナーの開催 ●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催 ●性的少数者に関する理解促進のための啓発 	生涯学習課 市民協働推進課 関係各課

主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには固定的性別役割分担意識を解消していく必要があります、そのためには、男女共同参画の視点に立った広報・啓発が求められています。

本市では、男女共同参画週間に合わせた市報への特集記事の掲載や啓発パンフレット等の作成、市民活動団体への支援等を通じて、男女共同参画に関する広報や意識の啓発に努めてきました。

意識や制度、社会慣行の見直しを図るため、より一層の広報・啓発活動を推進するとともに、広報紙やホームページ等において、男女共同参画の視点に立った情報提供を行っていく必要があります。

男女共同参画やジェンダーへの意識は世代によっても大きく異なることから、広報・啓発活動においても、様々な世代に応じた理解促進と意識改革を図っていくことも重要です。

また、地域社会における市民活動や生涯学習の取り組みの中で、男女共同参画に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要となっています。

具体的施策		施策の内容	担当課
3	男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	市報やホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する法令や催事等を積極的に広報する等、様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画週間等における特集／男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR／各種啓発資料の作成・配布 ●意識調査等の結果の公表／人権・男女共同参画等に関する情報の提供 ●図書館における男女共同参画に関する図書資料等の充実 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供 	市民協働推進課 生涯学習課
4	あらゆる活動に対する男女共同参画の推進	男女の区別なく地域における様々な活動の情報を提供することで、地域活動への関心や参加意欲を高め、地域の一員として主体的にかかわれるよう男女共同参画を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への参加促進／市民活動団体の情報提供／市民活動センターへの支援 ●市民活動団体の支援 	市民協働推進課

基本目標 2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現

主要施策 1 安心・安全な暮らしの推進

【現状と課題】

本市に暮らすすべての人が安心・安全な生活を送ることができるのは、男女共同参画社会の形成において重要なものとより、地域社会における大前提であるといえます。

近年、全国各地で大規模な災害が多発しており、佐賀県内においても豪雨や台風等による被害が発生しています。

内閣府男女共同参画局が作成している「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」では、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須であるとしていますが、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画は少ないのが現状です。

防災・減災対策、避難所運営などの被災者支援、災害からの復興といった各場面において女性の視点で対応するため、意思決定の場や現場への女性の参画が必要です。

具体的施策		施策の内容	担当課
5	防災分野における男女共同参画の推進	災害時には男女によって直面する課題や問題点異なるため、男女共同参画の視点に基づいた地域防災への取組の推進を図ります。 ●男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・マニュアルの整備／男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の実施	総務課

主要施策2 生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援

【現状と課題】

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族の変化、雇用・就業をめぐる変化等、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、生活様式の多様化も相まって、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える人は増加しています。

特に女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響や非正規に就きやすい就業構造のために、生活困難に陥りやすい状況にあります。

本市では、妊娠期（胎児期）から高齢期までのライフステージにおいて、心身機能の維持向上や生活習慣病の予防などの健康的な生活習慣づくりを実現することを目的として、平成28年に「うららトス21プラン（鳥栖市健康増進計画）」を策定し、取り組みを進めています。

また、生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、性の理解と尊重について、学校教育の中で子どもの発達段階に応じた性教育などを行っていくことが重要です。

子どもの心や体の健やかな成長と生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するため、家庭や学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させるとともに、さらに、男女が自立して安心・安全に生活していくため、生活に不安を抱えた人への支援を充実させていく必要があります。

具体的施策		施策の内容	担当課
6	子育てに関するライフステージに応じた支援	<p>母親と乳幼児等の健康を維持するため、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行うとともに、母親の心の健康を支援し、母親と乳幼児等の健康の保持増進のため、母子保健施策を講じ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指します。</p> <p>また、経済的に困難を抱える家庭等への支援を通じ、子育て家庭のライフステージに応じた様々な支援に取り組むとともに、多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子保健事業の推進 ●ひとり親家庭への経済的支援／ひとり親家庭への自立支援／家庭児童相談室の設置 ●経済的に困難を抱える家庭への支援 ●特別保育事業の充実 ●放課後児童クラブ事業の充実 ●子育て支援総合コーディネート事業の推進／ファミリー・サポート・センター事業の推進 ●放課後子ども教室の開催 	<p>健康増進課 こども育成課 学校教育課 建設課 生涯学習課 市民協働推進課</p>

具体的施策		施策の内容	担当課
7	生活に不安を抱えた 様々な人の自立と社会 参加への支援	<p>全国的に高齢化率の上昇が見込まれる中、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の発症及び重症化を予防し、高齢者になっても、心身ともに健康で充実した生活を送れるように、若者から高齢者までの保健事業を一体的に進めます。</p> <p>また、寝たきりや閉じこもりの予防のため、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。</p> <p>高齢者や障害者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進するとともに、社会参加へ向けた取り組みや支援等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域における在宅高齢者の支援 ●シルバー人材センター事業の支援／介護予防の担い手の育成 ●介護予防教室の開催 ●高齢者教室の開催 ●障害のある人の社会参加の促進／障害のある人の自立支援／障害のある人やその家族等の相談と援助 	高齢障害福祉課 健康増進課 市民協働推進課
8	多様性を尊重する環境 の整備	<p>性の多様なあり方に配慮するため、庁内の申請書等の性別表記の廃止や変更等について検討します。</p> <p>また、学校教育の場で生徒の多様性等に応じた制服の選択制度を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●庁内の申請書欄の性別欄の廃止や変更 ●市立中学校の制服の選択制度 	市民協働推進課 学校教育課
9	生涯を通じた心身の健 康支援	<p>市民一人ひとりが、生涯を通して心身ともに健康であることの重要性や男女の性に関する正しい知識・情報を得ることができるよう、各種健康事業や意識啓発に取り組みます。</p> <p>また、青少年が発達段階における心身の変化等に応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発 ●乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診の実施／更年期等に関する相談 ●学校における性教育を含めた健康教育の実施 ●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催 ●性感染症予防等の啓発 ●女性が自らの身体を大切にすることの啓発 	健康増進課 学校教育課 スポーツ振興課 市民協働推進課

主要施策3 配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は、性別や年齢、加害者と被害者の対象を問わず、犯罪となり得る行為であるとともに、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

平成13年にDV防止法が制定され、本市においても、DVの防止とDV被害者の支援を推進するため、平成25年3月に「鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援について、総合的かつ計画的に取り組んできました。

令和3年調査では、DVの被害経験者は34.9%となっており、そのうち63.4%は被害について相談しなかったと回答しています（p.16-図表15・図表16）。

DV被害について相談しなかった理由について尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が68.2%で最も多く、次いで、「自分にも悪いところがあったから」（32.4%）、「自分が我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」（27.6%）と続きます（p.27-図表18）。

DV被害者の中には、相談を受けるほどのことではないと考えたり、被害を受けているという自覚がなかったりする人も多くいます。

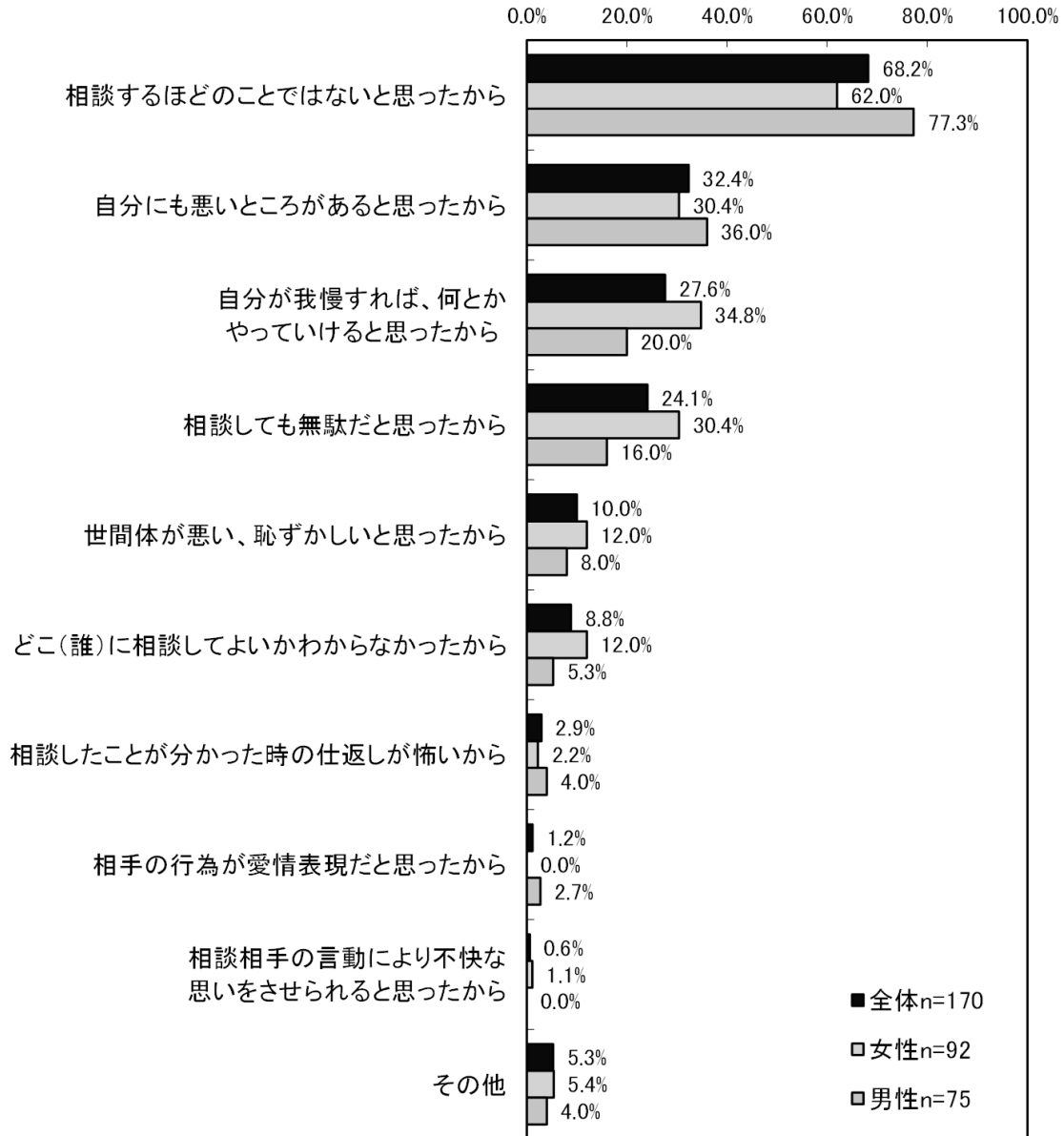
また、加害者に行動を制限されたり、金銭を管理されたりしている人も多くいることから、第三者の介入が困難なケースも少なからず見受けられます。

被害者がDV問題を自分の内側だけに抱え込んで問題が深刻化する事態をできる限り回避するためにも、DVの相談窓口の周知とその積極的な利用の呼びかけに引き続き力を入れていくとともに、行政と地域の連携や地域住民同士の支え合いも重要といえます。

さらに、必要としている人に必要な情報が届くよう、周知・啓発方法についても検討していく必要があるといえます。

暴力が問題解決の手段として正当ではないという認識を促すような教育・啓発を、できるだけ早い段階から幅広い年齢層に対して実施していくことも重要です。

図表 18 DV被害について相談しなかった理由（性別）



具体的施策		施策の内容	担当課
10	DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	<p>家庭や地域、職場等におけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するため、それぞれに対応した意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DVやセクハラ等の防止に関する意識啓発 ●女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発 ●DVの未然防止のためのセミナーや講演会の開催 ●図書館におけるDV防止に関する図書資料等の充実 	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課

具体的施策		施策の内容	担当課
11	相談体制の充実	<p>庁内の関係各課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報の保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知 ●庁内相談担当者間の連携強化 ●被害者の安全と安心の確保 ●相談のワンストップ化の推進 ●被害者の特性に応じた相談体制の確立 ●学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談 ●相談員や担当職員の研修等への積極的参加 ●女性相談員の設置と相談 	市民協働推進課 国保年金課 税務課 高齢障害福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課
12	D V被害者の自立に向けた支援の充実	<p>関係課が連携を保ちながら被害者を見守り、必要に応じて自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係課会議における被害者支援の検討／就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供 ●市営住宅への優先入居等の被害者支援 	市民協働推進課 建設課
13	早期発見と防止対策につながる体制整備	<p>D Vや児童虐待等あらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民相談における早期発見 ●要保護児童等対策地域協議会の開催／家庭児童相談システムの運用 ●各種相談・健診での早期発見 ●園児・児童・生徒被害防止対策会議の開催 	市民協働推進課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
14	関係機関との連携の推進	<p>D V被害者の支援を円滑に進めるため、県や警察、他市町等と連携し、支援体制を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●D V支援機関連携会議への出席／保健福祉事務所で開催されるケース会議等への出席 ●D V被害者支援マニュアルに基づく支援／関係課会議の開催 	市民協働推進課 こども育成課

基本目標3 男女がいきいきと働きともに支える社会づくり

主要施策1 あらゆる分野での男女共同参画の推進

【現状と課題】

あらゆる分野で性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や働く場などで社会の政策・方針決定過程に性別にかかわらず参画できる社会づくりが必要です。

国は、「2020年代の可能なかぎり早期にあらゆる分野における指導的地位を占める女性の割合を30%程度にする」という目標を掲げています。本市においても、各種審議会等委員への女性の登用拡大のほか、女性人材の登用についての啓発及び情報提供、能力開発に関する取り組みを推進してきました。

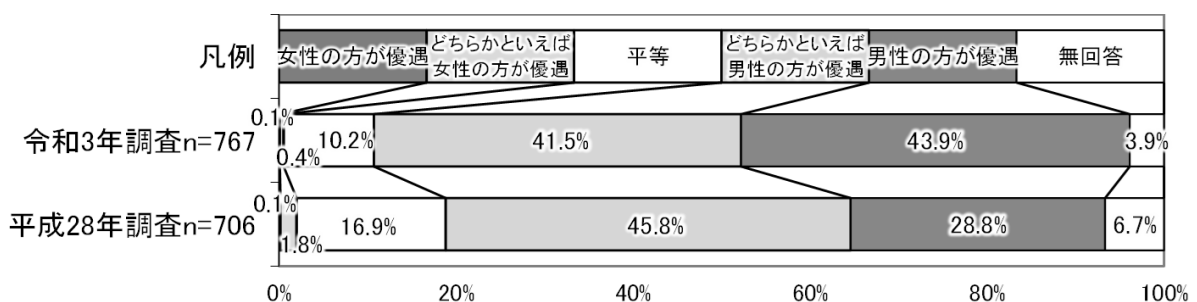
その結果、女性の市の審議会等への参画状況は令和3年度時点で40.5%と、目標であった40.0%を上回る結果となりました（p.12-図表10）。

また、市議会選挙へ出馬する女性の候補者も増えています。

一方で、政治の場において性別による不平等感を抱えている人はいまだ多く、令和3年調査では「平等」と回答した人が10.2%と、平成28年調査の16.9%と比較して6.7ポイント減となっています（図表19）。

今後も引き続き、あらゆる分野で誰もが性別を意識することなく活躍できる社会の実現を目指して、取り組みを推進していきます。

図表19 「政治の場」において男女の地位は平等になっていると思うか（平成28年調査との比較）



具体的施策		施策の内容	担当課
15	市の審議会等への女性の参画促進	市の審議会等への女性の参画促進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●女性人材リストの充実 ●審議会等への女性参画促進のための指針等の周知 ●審議会等委員への女性参画推進 ●審議会等の委員の改選期等における女性参画についての事前協議／審議会等への女性参画状況調査及び公表 	市民協働推進課 総務課 関係各課
16	行政分野における政策・方針決定過程での女性の参画促進	職員が能力を高め十分に発揮できるようにするために、性別にかかわらず政策立案等の能力開発研修への参加を推進するとともに、女性職員の管理職への登用に努め、男女の区別なく個人の能力に応じた人員配置を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用 ●職員の能力開発研修への参加促進（関係各課） 	総務課 関係各課
17	就業の場における男女共同参画の推進	各種情報提供やセミナー等を通じ、女性の就労や能力開発、起業等を支援します。また、市内事業所等に対して、男女の区別なく個人の能力に応じた評価と待遇を受けることができる職場環境づくりの重要性を啓発します。 また、農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ●起業に関する情報提供／就職に関する情報提供 ●再就職支援セミナーの開催／起業支援セミナーの開催 ●関係機関と協力した自営業者等への啓発 ●家族経営協定の推進 ●関係機関と協力した農業者への啓発 ●関係機関と協力した事業所等への啓発／関係機関との意見交換会 ●女性の活躍推進に向けた企業の取組促進 ●男女共同参画に関わるテーマを設定した職員研修の実施 ●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実／男女共同参画推進デーを利用した理解の促進 	商工振興課 市民協働推進課 農林課 総務課

主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

【現状と課題】

価値観や生活様式が多様化する中、男女が共に家族や地域の一員としての役割を担っていくためには、男女に限らず、働くすべての人が仕事と家庭生活、地域生活等のバランスのとれた生活を送ることができるワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。

そのためには、仕事と家庭の両立支援に向けた長時間労働の是正や職場環境の整備、働き方の見直しはもちろん、男性の育児休業の取得推進など家事・育児への参画が必要です。

令和3年調査では、女性が職業を持つことについて、半数以上の人々が「ずっと職業を持っているほうがよい」と回答しています（p.15-図表14）。

しかし、本市の女性の労働力人口はいわゆるM字カーブの傾向がみられ、女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です（p.9-図表7）。

このような女性のキャリア中断は、男女の賃金格差にもつながりかねません。

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、経営層の意識改革や長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みの推進が必要です。

具体的施策		施策の内容	担当課
18	仕事と家庭の両立支援の充実	ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直し等について啓発し、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ●市内企業等への啓発や意見交換 ●労働に関する法制度やワーク・ライフ・バランスの啓発／仕事と家庭等のバランスに配慮する事業所の事例紹介 ●仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組促進 ●男性職員の育児休業出産補助休暇等の取得の周知／職員のノー残業デーの推進／職員の育児短時間勤務制度の活用 ●職員の男女共同参画推進デーの推進 	商工振興課 市民協働推進課 総務課
19	男性の家事・育児への参画促進	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参画を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ●子ども会活動等への参加促進 ●父親への育児関連情報の提供 ●授業参観等への参加促進／教職員への育児休業の取得の周知 ●男性の家事参画を促す講座の開催 	生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民協働推進課

3 成果指標及び数値目標

【基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	15.1%	20%	30%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	79.9%	85%	90%
地域、社会活動等、何も参加していない人の割合	47.8%	45%	40%
「LGBTs（性的少数者）」の用語を知っている人の割合	74%	80%	90%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
男女共同参画に関する講座等の参加者数	1,887人	3,000人	3,200人
男女共同参画に関する講座数	28講座	40講座	60講座
女性人材リストの登録者数	33人	38人	45人

【基本目標2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
放課後児童クラブ待機児童数※4	38人	0人	0人
DVの被害経験のある人のうち、相談しなかった人の割合	63.4%	60%	50%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
介護予防サポーター養成人数	57人	82人	107人
3歳児健康診査受診率	97.3%	98.5%	98.5%
通いの場	35ヶ所	55ヶ所	75ヶ所
ひとり親向け特定目的住宅	17戸	20戸	20戸
放課後子ども教室参加人数	6,580人	10,010人	10,400人
ファミリー・サポート・センター登録者数	1,342人	1,700人	1,900人
地域子育て支援拠点年間利用者数	27,394人	36,000人	36,000人
DV等防止に関する広報啓発の実施回数	6回	14回	14回

※4 各年5月1日時点の人数

【基本目標3 男女がいきいきと働きともに支える社会づくり】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
職場において男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	22.8%	30%	40%
家庭において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	32.2%	35%	40%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
女性委員のいない市の審議会等の数	5	3	0
市の審議会等の女性委員の割合 ^{※5}	40%	40%	40%

※5 市の審議会等の女性委員の割合は40%を維持しつつ、各審議会でも40%に到達していない審議会での女性委員の参画促進に取り組み、最終的に女性委員のいない市の審議会数を令和14年度までに0にすることを目指している。

第4章 実施計画

【市が実施する主な事業（令和5年度～令和14年度）】

基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成

主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
1	1	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習 ・道徳や技術・家庭科等の授業を通し、人権教育や家事のワークショップの学習の充実を図る。 ・性の多様性に関する講演や生徒会活動等を通じた啓発活動により学習の充実を図る。 	学校教育課
1	2	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員研修/話し合いの場の確保 ・セクシュアル・ハラスメントの相談体制を整備する。 ・セクシュアル・ハラスメント防止研修会を実施する。 ・男女共同参画に関する校内研修を実施する。 	学校教育課
1	3	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園・幼稚園における教育者の研修/話し合いの場の確保 ・男女共同参画の意識を高める話し合いの場を設定する。 ・男女共同参画に関する研修に参加する。 	こども育成課
1	4	<ul style="list-style-type: none"> ●職場体験学習の充実/進路指導の充実 ・自分の個性と能力に応じた進路を自分の意思で選択できるよう、職場体験学習の充実を図る。 ・性別にとらわれない個人の能力適性を重視した進路指導を行う。 	学校教育課
2	5	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習における教育者の研修 ・県や市などが実施する男女共同参画などの人権意識を高める研修に参加する。 	生涯学習課
2	6	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座・講演会の開催 ・男女共同参画に関する講演会や出前講座を開催する。 	市民協働推進課
2	7	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画視点での講座・講演会等の開催 ・まちづくり推進センターや文化会館等で実施している人権の学習会や講演会に、男女共同参画の視点を盛り込む。 	生涯学習課
2	8	<ul style="list-style-type: none"> ●講座等の開催日時の配慮/託児の実施 ・講演会や各種講座に、子育てや介護をしている人、働いている人も参加しやすいように、開催時間等について配慮する。 ・講演会や各種講座での託児を実施する。 	関係各課
2	9	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・PTA・協議会等各種団体への情報提供や講演会等への参加呼びかけ ・男女共同参画関係のパンフレットやチラシ等を配布する。 ・男女共同参画関連の講演会や研修会等への参加を呼びかける。 	関係各課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
2	10	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画フォーラムの開催／各種セミナーの開催 ・男女共同参画フォーラムを開催する。 ・男女共同参画に関する各種セミナーを開催する。 	市民協働推進課
2	11	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催 ・女性の政治意識を高める講座や男女共同参画の視点で社会情勢に応じた課題等についての講座を開催する。 	市民協働推進課
2	12	<ul style="list-style-type: none"> ●性的少数者に関する理解促進のための啓発 ・ホームページや市報等による啓発を行い、性的少数者への理解を深める。 ・講座や研修等を開催し、性的少数者への理解を促進する。 	市民協働推進課

主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
3	13	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画週間等における特集／男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR／各種啓発資料の作成・配布 ・男女共同参画に関するホームページを充実する。 ・市報による広報・啓発を行う。 ・男女共同参画週間（6/23～6/29）について市報等による周知・啓発を行う。 	市民協働推進課
3	14	<ul style="list-style-type: none"> ●意識調査等の結果の公表／人権・男女共同参画等に関する情報の提供 ・ホームページ等で、男女共同参画に関する調査研究事項等の結果や男女共同参画に関する国内外の情報を提供する。 	市民協働推進課
3	15	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館における男女共同参画に関する図書資料等の充実 ・図書資料の選書において、男女共同参画に関するものを追加する等の資料の充実を図る。 ・男女共同参画週間に合わせて、毎年6月に男女共同参画に関するテーマ展示を行う。 	生涯学習課
3	16	<ul style="list-style-type: none"> ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供 ・まちづくり推進センターや生涯学習センターにおいて、男女共同参画に関する情報を提供する。 	市民協働推進課 生涯学習課
4	17	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への参加促進／市民活動団体の情報提供／市民活動センターへの支援 ・市民活動センターの情報収集・発信機能を充実し、中間支援組織としてのスキルアップを図るための支援を行う。 ・まちづくり推進協議会の活動を支援し、幅広い年齢や男女の意見が反映できる市民主体の地域づくりを行う。 	市民協働推進課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
4	18	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する活動に対して、情報や資料等を提供する。 ・団体が開催する事業等を後援し、行政ができる広報や場所の提供等自主的な取組への支援を行う。 ・男女共同参画フォーラム等への各種団体の参加を促し、団体間の協力体制を構築する。 ・ホームページ等で各種団体等の活動を紹介する。 	市民協働推進課

基本目標 2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現

主要施策 1 安心・安全な暮らしの推進

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
5	19	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・マニュアルの整備／男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画や災害に関する各種マニュアル等の策定・修正にあたっては、男女共同参画の視点を考慮したニーズや支援活動のあり方を検討する。 ・災害時に男女がともに対等な立場で能力が発揮できるよう、防災訓練や出前講座等を行う。 	総務課

主要施策 2 生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
6	20	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康包括支援事業を実施する。 ・佐賀県が行う子育て支援カウンセラー派遣事業の関係情報を提供する。 	健康増進課
6	21	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭への経済的支援／ひとり親家庭への自立支援／家庭児童相談室の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援員による個別相談の実施や関係情報を提供する。 (公的支援制度、母子寡婦福祉資金の貸付、職業能力向上のための研修・講座等) ・自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を支給する。 ・児童に関する育児の悩みや養育等の相談を行う。 	こども育成課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
6	22	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的に困難を抱える家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由で給食費や学用品費等の支払いに困っている家庭に対し、費用の一部を援助する就学援助費を支給する。 ・生活困窮の家庭を訪問して、保護者・児童生徒の困り感を把握し、適切な指導・支援を行う。 ・入手が困難な児童生徒が必要な時に使えるよう、市立小中学校の女子トイレに生理用品を無償設置する。 	学校教育課 教育総務課
6	23	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的に困難を抱える家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困窮する低額所得者のひとり親家庭に対し、市営住宅（ひとり親家庭向け特定目的住宅）へ優先入居の支援措置を行う。 	建設課
6	24	<ul style="list-style-type: none"> ●特別保育事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり、延長保育、病児・病後児保育等の特別保育を実施し、保育サービスの充実を図る。 	こども育成課
6	25	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブ事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の敷地内の専用施設や学校の余裕教室等を利用し、施設規模の適正化を図り、また、民間が設立運営する放課後児童クラブに対し、補助を行い、児童の安全安心な生活の場を確保する。 ・指導員の配置基準を順守し、児童の健全育成を図る。 	生涯学習課
6	26	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援総合コーディネート事業の推進／ファミリー・サポート・センター事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援総合コーディネート事業を推進する。 ・地域子育て支援拠点事業を推進する。 ・ファミリー・サポート・センター事業を推進する。 	こども育成課
6	27	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後子ども教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターで水曜日の放課後や土曜日等に放課後子ども教室を開催し、学習やスポーツ・文化活動等を通して、地域住民との交流を図りながら、子どもたちが安心して健やかに活動できる場所を提供する。 	市民協働推進課
7	28	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における在宅高齢者の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が介護や支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、適切な介護保険サービスや高齢者福祉サービスを提供するとともに、地域包括支援センター等の相談機関と連携し、支援を進める。 	高齢障害福祉課
7	29	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター事業の支援／介護予防の担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労を促進し、生きがいの支援と社会参加の促進を図る。 ・介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援する。 	高齢障害福祉課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
7	30	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所での継続的な介護予防の取組や、介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成等環境整備を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援する。 ・食や運動に関する教室を開催する。 	高齢障害福祉課 健康増進課
7	31	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターで高齢者を対象にした一般教養及び趣味の講座・教室を開催する。 	市民協働推進課
7	32	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の社会参加の促進／障害のある人の自立支援／障害のある人やその家族等の相談と援助 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外での移動に困難がある障害のある人に対し、外出介護事業を実施し、地域での自立生活及び社会参加を支援する。 ・障害のある人の日中における活動の場の確保として日中一時支援事業を実施し、障害のある人を日常的に介護している家族等の一時的な休息、また、障害のある人の見守りや日常的な訓練を行う。 ・創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人の地域生活支援の促進を図る。 ・相談支援事業所を設置し、障害のある人やその家族等の相談を受け、また障害福祉サービス利用等のための援助を行う。 	高齢障害福祉課
8	33	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内の申請書欄の性別欄の廃止や変更 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内における申請書等への性別記入欄の削除または多様な性への対応（国・県様式を除く）を行う。 	市民協働推進課
8	34	<ul style="list-style-type: none"> ●市立中学校の制服の選択制度 <ul style="list-style-type: none"> ・市立中学校において、生徒の多様性を含め、安全性・機能性に配慮した制服を、生徒自身が選択することができる制度を導入する。 	学校教育課
9	35	<ul style="list-style-type: none"> ●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・沐浴人形や妊婦シミュレーター等、教育教材等の貸し出しや性についての情報を提供する。 ・養護教諭との連携を図る。 ・夏休み親子健康教室を開催し、子どもの健康づくり講座を実施する。 	健康増進課
9	36	<ul style="list-style-type: none"> ●乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診の実施／更年期等に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の早期発見・早期治療に繋げる。 ・更年期の病気の相談に応じる。 	健康増進課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
9	37	<ul style="list-style-type: none"> ●学校における性教育を含めた健康教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点での健康教育を実施する。 ・関係機関と協力して、性教育、保健体育授業、薬物乱用防止教室、防煙教室、食育等の充実を図る。 	学校教育課
9	38	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに楽しめる各種スポーツ教室やレクリエーションイベントを開催し、健康づくりの一環として機会を提供する。 	スポーツ振興課
9	39	<ul style="list-style-type: none"> ●性感染症予防等の啓発/女性が自らの身体を大切にすることの啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳発行時、性感染症予防のリーフレットを配布し、説明する。 ・妊娠届け出や育児相談等個別の相談時に、生涯を通じて健康であり続けることの大切さを伝える。 	健康増進課
9	40	<ul style="list-style-type: none"> ●女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・学校を含めた講演会等の機会に、男女が生涯を通じて健康であり続けることができる権利の重要性を啓発する。 	学校教育課 市民協働推進課

主要施策3 配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
10	41	<ul style="list-style-type: none"> ●DVやセクハラ等の防止に関する意識啓発/DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催/女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力根絶のため、女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて啓発を行う。 ・関係機関や団体と連携してDV防止のためのセミナーや講演会を開催する。 ・市報等の各種媒体を利用して、女性の人権尊重、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発を行う。 	市民協働推進課
10	42	<ul style="list-style-type: none"> ●DVの未然防止のためのセミナーや講演会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携してDV防止のための講演会や広報・啓発を行う。 	学校教育課
10	43	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館におけるDV防止に関する図書資料等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の選書において、DV防止に関するものを追加する等の資料の充実を図る。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、毎年11月にDV防止に関するテーマ展示を行う。 	生涯学習課

施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
11	44	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知／庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進／被害者の特性に応じた相談体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の周知に努める。 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 ・DV被害者支援関係課連携会議を開催し、情報の共有化を図る。 	市民協働推進課
11	45	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	国保年金課
11	46	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・各種証明書発行事務に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	税務課
11	47	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者及び関係機関と必要に応じ協議し、連携をしながら虐待の対応を行う。また、専門機関の相談窓口の周知を図る。 	高齢障害福祉課
11	48	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・女性（母子）が安心して相談できる環境をつくる。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 ・必要に応じてケース検討会議を開催し、情報の共有化を図る。 	こども育成課
11	49	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 	健康増進課
11	50	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談 <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・スクールカウンセラーを設置し、安心して相談できる体制をつくる。 ・家庭児童相談員や民生委員、スクールソーシャルワーカー等と密接に連携をとりながら、被害者の支援に努める。 	学校教育課

施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
11	51	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各課の相談担当者との連携する。 ・ 住民基本台帳事務に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	市民課
11	52	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各課の相談担当者との連携する。 ・ 市営住宅に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	建設課
11	53	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談員や担当職員の研修等への積極的参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員や消費生活相談員が研修等へ積極的に参加する。 ・ 人権擁護委員との連携を図る。 	市民協働推進課
11	54	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談員や担当職員の研修等への積極的参加／女性相談員の設置と相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の相談員を配置し、女性の相談からDV被害の早期発見に努める。 ・ 相談員や担当職員が研修等へ積極的に参加する。 ・ 関係各課で最新の法令、制度等の情報の共有化を図るとともに、過去の相談事例についても経過報告事項等があれば共有する。 	こども育成課
12	55	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係課会議における被害者支援の検討／就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援にかかわる担当課の職員は、情報を共有し、連携する。 ・ 担当課の職員は、被害者の自立の過程を見守り、支援が必要な場合は被害者の意思を尊重し、支援策を協議して実施する。 	市民協働推進課
12	56	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営住宅への優先入居等の被害者支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者に対し、市営住宅の一時使用（対象：DV被害者）の支援措置を行う。 	建設課
13	57	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民相談における早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民相談において、DVや児童虐待、セクハラ等の被害の危険性を感じた場合は、専門の相談窓口等と速やかに連携を図る。 	市民協働推進課
13	58	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童等対策地域協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童等対策地域協議会を開催し、関連機関の連携情報の共有化を図る。 ・ 市報やポスター等を通じて児童虐待やDVが犯罪であることの周知を図り、疑いのある場合は、児童相談所、市、民生委員等へ通告するよう啓発を行う。 	こども育成課
13	59	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課の相談情報を一括管理し、情報共有を図る。 	こども育成課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
13	60	<ul style="list-style-type: none"> ●各種相談・健診での早期発見 ・保健センターにおいて、DV等防止のためのポスター掲示やパンフレットの設置等意識啓発を行う。 ・訪問や幼児健診等で児童虐待の早期発見に努め、関係部署との連携を図る。 	健康増進課
13	61	<ul style="list-style-type: none"> ●園児・児童・生徒被害防止対策会議の開催 ・園児・児童・生徒被害防止対策会議を定期的に開催し、市内の関係機関のネットワーク体制を充実させ、犯罪が起これにくい環境づくりを進める。 	学校教育課
14	62	<ul style="list-style-type: none"> ●DV支援機関連携会議への出席／保健福祉事務所で開催されるケース会議等への出席 ・県が行う連携会議において情報を交換し、相談技術の向上を図る。 ・県保健福祉事務所のケース会議等に出席し、具体的な事例を学ぶとともに、担当者の連携を図る。 	市民協働推進課 こども育成課
14	63	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者支援マニュアルに基づく支援／関係課会議の開催 ・DV被害者支援マニュアルに基づき、相談員や職員が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応を行う。 ・DV被害者支援関係課連携会議を開催し、情報の共有化を図る。 	市民協働推進課 こども育成課

基本目標3 男女がいきいきと働きともに支える社会づくり

主要施策1 あらゆる分野での男女共同参画の推進

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
15	64	<ul style="list-style-type: none"> ●女性人材リストの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市報やホームページ等、あらゆる機会を通じて審議会等へ推薦するための女性人材の発掘に努め、人材情報の充実を図る。 ・審議会等委員のための人材リストを整備し、委員登用時の参考資料として提供する。 	市民協働推進課
15	65	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等への女性参画促進のための指針等の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の参画率を把握する。 ・鳥栖市附属機関等の設置、委員選任等に関する指針の周知を図る。 	総務課
15	66	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等委員への女性参画推進 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の設置、委員選任等の際には、鳥栖市附属機関等の設置、委員選任等に関する指針に基づき女性の参画に努める。 	関係各課
15	67	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等の委員の改選期等における女性参画についての事前協議／審議会等への女性参画状況調査及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の委員の任期満了前に、委員の選任について事前協議を行い、女性委員のいない審議会等の解消を図り、目標基準に満たない審議会等への女性参画について協議する。 ・審議会等への女性参画状況を調査・公表し、目標の達成に努める。 	市民協働推進課
16	68	<ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用 <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の管理職への登用を推進する。 	総務課
16	69	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の能力開発研修への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の各種研修への参加を促進し、能力が十分に発揮できる職場環境づくりに努める。 	関係各課
16	70	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の能力開発研修への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の能力を高めるための研修の機会を増やすとともに、職員の積極的な参加促進に努める。 	総務課
17	71	<ul style="list-style-type: none"> ●起業に関する情報提供／就職に関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援セミナーの広報、相談窓口の紹介や県等の創業・起業支援施策の紹介を行う。 ・就業相談窓口や再就職に関する相談窓口の広報、紹介を行う。 	商工振興課
17	72	<ul style="list-style-type: none"> ●再就職支援セミナーの開催／起業支援セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等の関係団体と連携し、結婚や出産、介護等で仕事を離れていた女性の再就職に向けた情報提供やセミナーを行う。 ・起業を目指す女性等に対し、起業支援セミナーを行う。 	市民協働推進課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
17	73	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力した自営業者等への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所と協力して、男女共同参画に関するセミナー等の情報を会員事業所へ提供する。 	商工振興課
17	74	<ul style="list-style-type: none"> ●家族経営協定の推進／関係機関と協力した農業者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会、県農業振興センターと連携し、パンフレットの配布やホームページへの掲載などで、周知を図り優良農家へ家族経営協定締結を働きかける。 ・女性の能力発揮のため、県農業振興センターと連携し、女性農業者の研修会への参加促進やネットワークづくりなど、支援及び新たな育成を行う。 	農林課
17	75	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力した事業所等への啓発／関係機関との意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対し、「女性の活躍推進佐賀県会議」への会員登録を促進し、女性の活躍推進に向けた啓発を行う。 ・女性の活躍推進に向けた意見交換を行う会議を開催する。 	市民協働推進課
17	76	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活躍推進に向けた企業の取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対して、女性活躍推進法に基づく取組の周知を図り、女性の活躍推進について啓発を行う。 	商工振興課 市民協働推進課
17	77	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関わるテーマを設定した職員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画や子育て支援等に関する職員研修を実施する。 	市民協働推進課 総務課
17	78	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実／男女共同参画推進デーを利用した理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進のためのガイドブックの内容を充実し、男女共同参画の職場づくりを推進する。 ・男女共同参画推進デーの周知に合わせ、ワーク・ライフ・バランス等男女共同参画に関する情報提供を行い、理解を促進する。 	市民協働推進課

主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
18	79	<ul style="list-style-type: none"> ●市内企業等への啓発や意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・労働諸問題や仕事と家庭の両立支援に関する施策等を、資料の配布、ポスター掲示、市報への記事掲載等により広報する。 	商工振興課
18	80	<ul style="list-style-type: none"> ●労働に関する法制度やワーク・ライフ・バランスの啓発／仕事と家庭等のバランスに配慮する事業所の事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・育児介護休業制度等各種両立支援制度の周知、利用促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、働き方についての啓発を行う。 	市民協働推進課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
18	81	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対して、「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組の周知を図り、男女ともに仕事と家庭が両立しやすい職場づくりについて啓発を行う。 	商工振興課 市民協働推進課
18	82	<ul style="list-style-type: none"> ●男性職員の育児休業出産補助休暇等の取得の周知／職員のノー残業デーの推進／職員の育児短時間勤務制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業、出産補助休暇の取得について周知する。 ・毎週水曜日と金曜日のノー残業デーを推進する。 ・育児短時間勤務制度を周知し活用を図る。 	総務課
18	83	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の男女共同参画推進デーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月最初の勤務日を男女共同参画推進デーと定め、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。また、推進デーの周知に合わせ、ワーク・ライフ・バランス等男女共同参画に関する情報提供を行う。 	市民協働推進課
19	84	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども会活動等への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各町区、各地区及び市子ども会が開催する球技大会、マラソン大会及び野外活動等、親子で参加できる行事や、各町区の代表者を対象に子育てに関する研修会の情報を提供する。 ・子ども会活動における男女共同参画の啓発への支援を行う。 	生涯学習課
19	85	<ul style="list-style-type: none"> ●父親への育児関連情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園等の園庭開放を土曜日にも実施することで、父親に子どもとの関わりを促す。 ・子育て支援コーディネーター事業において、父親にも関心を持ってもらえるような情報の提供を行う。 ・2ヶ月児のほやほや教室、5、6ヶ月児の離乳食教室等育児学級の中で父親の育児参画を促す。 	こども育成課 健康増進課
19	86	<ul style="list-style-type: none"> ●授業参観等への参加促進／教職員への育児休業の取得の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・日曜参観日や学校開放の日を設け父親が参加しやすい環境を作る。 ・教職員へ育児休業の取得について周知を図る。 	学校教育課
19	87	<ul style="list-style-type: none"> ●男性の家事参画を促す講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターにおいて、男性を対象にした料理教室等、男性の家事参画につなげる教室を開催する。 ・県が行っている男性の家事参画推進事業と連携し啓発を行う。 	市民協働推進課

第5章 計画の実施体制の整備

1 計画推進体制の充実

本計画で実施する施策は、保健や福祉、教育、まちづくり等広範囲にわたるため、計画の推進にあたっては、全庁をあげて総合的に取り組むことが重要です。

そのため、関係各課が連携しながら男女共同参画施策を展開できるように、庁内推進体制等の充実を図ります。

.....(1) 鳥栖市男女共同参画行政推進会議の充実

男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、庁内組織である「鳥栖市男女共同参画行政推進会議」を開催し、計画に基づいた事業の進捗状況の把握を行う等、計画の総合的な推進を図ります。

.....(2) 鳥栖市男女共同参画懇話会との連携

男女共同参画社会の実現に向け、市民の代表等で組織する「鳥栖市男女共同参画懇話会」における意見等を活かし、計画の推進を図ります。

また、市が行う事業について、評価や提言を行ってもらい、事業の改善につなげます。

.....(3) 国・県や市民活動団体等との連携と協力

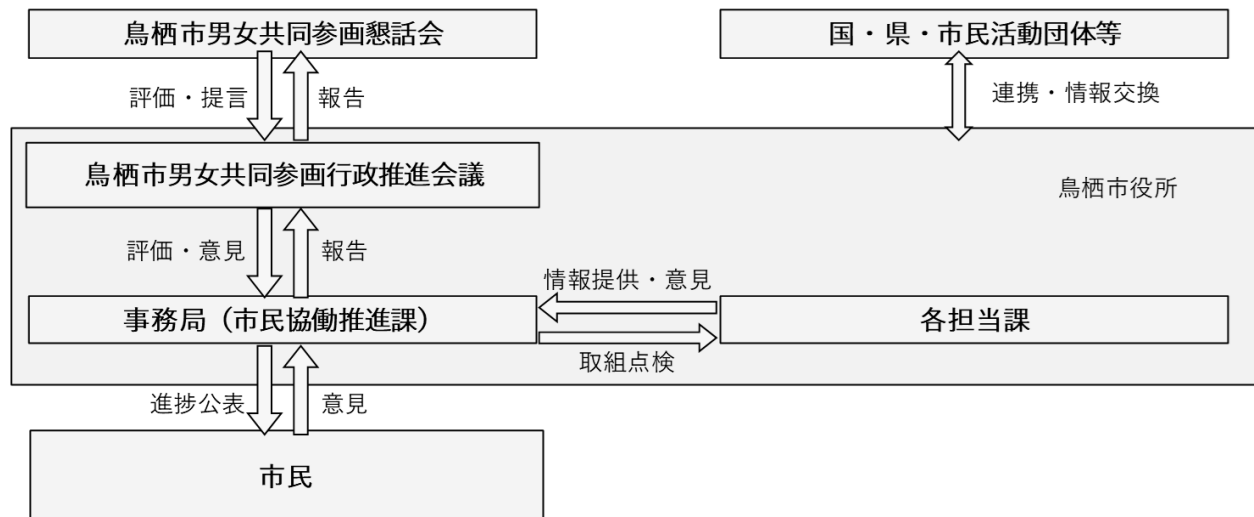
国や県、市民活動団体等と連携し、男女共同参画が広まるように連携会議に出席し、啓発事業等を協力して実施します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進捗管理

本計画を推進するための実施計画を策定し、計画の進捗状況を管理します。本計画の進行管理は、以下のような体制で進めます。

図表 20 計画の進捗管理体制



(2) 市民の男女共同参画に関する意識調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識調査を行い、本計画や施策を推進するための基礎資料にします。

資料編

男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八條 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則 （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項

において「基本原則」という。）ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則ののっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

- 第五条 政府は、基本原則ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、

又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と

読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受

注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八條を除く。))及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二號)第十條第十項第五號の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九條中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八號)第三十八條第三項の改正規定(「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三號)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の仕事の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後

に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するた

め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しく

は保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第

四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

第3次鳥栖市男女共同参画行動計画

発行 令和5年3月

編集 鳥栖市 市民環境部 市民協働推進課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地

TEL 0942-85-3508 FAX 0942-83-3310

E-mail kyoudou@city.tosu.lg.jp

鳥栖市ホームページ <https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/57308>

